昭27.4.3.

官報

主要目次

告示

○国家公安委員会所属の香川県本部構内無線局の周波数の指定変更　五七頁
○株式会社武蔵野銀行の銀行業を営むことの免許及び貯蓄銀行業務の兼営認可　六〇
○足利銀行第十六回福運定期預金の細目等　六〇
○茨城県立農科大学廃止　六二
○昭和二十七年度に適用する死亡廃用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準　六二
○昭和二十七年度において適用する疾病傷害共済の共済金額の基準額　六二
○昭和二十七年度から適用する疾病傷害共済の点数　六三
○原料牛乳、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の日本農林規格　六四
○原料牛乳、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の格付方法　六六
○バター等の規格証票の様式及び表示の方法　六六
○運輸審議会の決定（大阪市営電気軌道定期旅客運賃改訂について）　六七
○元紋別簡易郵便局設置　六七
○岐阜電話局キャンプ岐阜内国際電話通話所設置　六七
○砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（群馬県）　六七
○同右（岐阜県）　六八
総理府公告
○公正取引委員会の不公正な競争方法指定仮案　七〇

告示

◉**電波監理委員会告示第千三百三十一号**

国家公安委員会所属の香川県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇六九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　高松市天神前一四一番地　東経一三四度〇三分　北緯三四度二〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JQG—22（注）AA一　一、九八五kc　AA一　五、三三五kc　A一　四、二〇〇kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　単條
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◉**電波監理委員会告示第千三百三十二号**

国家公安委員会所属の香川県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七〇号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　全国一円　常置場所　高松市天神前一四一番地　東経一三四度〇三分　北緯三四度二〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JQG—31（注）AA一　一、九八五kc　AA一　五、三三五kc　A一　四、二〇〇kc　水晶発振　一五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◉**電波監理委員会告示第千三百三十三号**

国家公安委員会所属の徳島県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島、香川、愛媛、高知の応急用の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　徳島市万代町一丁目一番地　東経一三四度三四分　北緯三四度〇四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JQH—120（注一、三）AA一　二、四五五kc　JQH—202（注二、三）AA一　五、二二五kc　JQH—22（注二、四）AA一　四、二〇〇kc　水晶発振　一〇〇W　〃　一、九九五kc　〃　五、四七五kc　五〇W
十　空中線の型式及び構成　逆L型、単條、ダブレット
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注一）の周波数の使用は、夜間に限る。但し、県下各警察署に対する一齊指令通信を行う場合を除く。
（注二）の周波数の使用は、昼間に限る。
（注三）の周波数の使用は、広島、香川、愛媛、高知との間の通信を行う場合に限る。
（注四）の周波数の使用は、応急の場合に限る。

毎日文庫
昭和二十七年三月三日第三種郵便物認可

昭27.4.3. 第7570号

◎電波監理委員会告示第千三百三十四号

国家公安委員会所属の徳島県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　徳島市万代町一丁目一番地　東経一三四度三四分　北緯三四度〇四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQH—22（注）AA一　一、九九五kc　五、四七五kc　四、二〇〇kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ダブレット、単條
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◎電波監理委員会告示第千三百三十五号

国家公安委員会所属の徳島県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局及び各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　全国一円　常置場所　徳島市万代町一丁目一番地　東経一三四度三四分　北緯三四度〇四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQH—31（注）AA一　一、九九五kc　五、四七五kc　四、二〇〇kc　水晶発振　三五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◎電波監理委員会告示第千三百三十六号

国家公安委員会所属の愛媛県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島、香川、徳島、高知の応急用の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　松山市一番町　東経一三二度四六分　北緯三三度五〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQF—120（注一、三）AA一　二、四五五kc
JQF—22202（注二、三）AA一　五、二二五kc
JQF—（注四）AA一　四、二〇〇kc
〃　JQF—（注二、四）AA一　一、九九〇kc　五、四八五kc　水晶発振　一〇〇W
〃　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ダブレット、逆L型、単條
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注一）の周波数の使用は、夜間に限る。但し、県下各警察署に対する一齊指令通信に使用する場合を除く。
（注二）の周波数の使用は、昼間に限る。
（注三）の周波数の使用は、広島、香川、徳島、高知との間の通信を行う場合に限る。
（注四）の周波数の使用は、応急の通信を行う場合に限る。

◎電波監理委員会告示第千三百三十七号

国家公安委員会所属の愛媛県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七五号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　松山市一番町　東経一三二度四六分　北緯三三度五〇分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQF—22（注）AA一　一、九九〇kc　五、四八五kc　四、二〇〇kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　逆L型、単條
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◎電波監理委員会告示第千三百三十八号

国家公安委員会所属の愛媛県本部構内無線局の周波数の指定を、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　全国一円　常置場所　松山市一番町　東経一三二度四六分　北緯三三度五〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQF—31（注）AA一　一、九九〇kc　五、四八五kc　四、二〇〇kc　水晶発振　三五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◎電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月二十日　第三二五二号
二　免許人の名称　神戸放送株式会社
三　無線局の種別　放送局
四　無線局の目的　標準放送業務（全時間）を行う。
五　放送事項　報道、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸娯楽、スポーツ及びスポットアナウンスによる広告
六　放送区域　兵庫県の一部、大阪府の一部、岡山県の一部、和歌山県の一部、香川県の一部、徳島県の一部、奈良県の一部、京都府の一部
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　神戸市須磨区磯馴町七丁目三番地の二　東経一三五度〇八分　北緯一三四度三八分
九　呼出符号、呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JOCR　らじおこうべ　A三　一、四九〇kc　水晶発振　終段陽極変調　一KW
十　空中線の型式及び構成　頂冠付円管鉄塔
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百四十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百七十八号東亜丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「四六〇kc」の次に「四六八kc」を加え、「但し、五、四二〇kcは二〇〇W」を削る。

◎電波監理委員会告示第千三百四十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百三十五号第三万栄丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十七年一月二十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「三、七〇〇kc」の前に「三、〇九〇kc」を加え、「三、七〇〇kcは三〇W」を「三、〇九〇kc、三、七〇〇kcは三〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千三百四十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百四十九号第十二蓬莱丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年五月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中（主たる停泊港　大阪）を「（主たる停泊港　東京）」に改める。

◎電波監理委員会告示第千三百四十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百九号おくしり無線局の主たる停泊港及び周波数は、昭和二十六年十一月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年四月三日

第八項中「（主たる停泊港　尾道）」を「（主たる停泊港　釧路）」に改める。

第十項中A一「二、一七〇kc」を削り、A三「二、一四〇kc」の前に「一、九四〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千三百四十四号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百七十六号もがみ無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十一月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年四月三日

第八項中「（主たる停泊港　東京）」を「（主たる停泊港　小樽）」に改める。

◎電波監理委員会告示第千三百四十五号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千百五十一号しらたか無線局の呼出名称を、昭和二十六年十二月二十四日指定したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年四月三日

第九項を次のように改める。

九　呼出符号及び呼出名称　JQLL　じゅんしせんしらたか

◎電波監理委員会告示第千三百四十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千二百十七号大宮丸無線局の免許人は、昭和二十六年九月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年四月三日

第二項中「大樂梅運株式会社」を「大樂汽船株式会社」に改める。

◉電波監理委員会告示第千三百四十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千四百四十三号第一祝丸無線局の免許人は、昭和二十六年十二月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項中「日本水産株式会社」を「協同漁業株式会社」に改める。

◉電波監理委員会告示第千三百四十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百号第一彌満登丸無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第五項中「室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局」を「撫津漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局」に改める。

◉電波監理委員会告示第千三百四十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千五十三号第三快収丸の無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年十一月九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「第三快収丸」を「七右ェ門丸」に改める。

第九項中「だいさんかいしゆうまる」を「しちえもんまる」に改める。

◉電波監理委員会告示第千三百五十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三十一号やまどり無線局の周波数は、昭和二十六年九月二十六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、五八〇kc」の次に「二、〇八六kc」を、A三「二、六五〇kc」の前に「一、九四〇〇kc」を加える。

◉電波監理委員会告示第千三百五十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第六百五十六号第五松生丸無線局の空中線電力は、昭和二十七年二月十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「A一　一、九五五kc」を「A一　一、九五五kc は三〇W」を「A二　一、九五五kc は三〇W」に、「A二　一、九五五kc は一五W」を「A三　三五W「但し、一、九五五kc は三〇W」を「但し、一、九五五kc は一五W」に改める。

◉外務省告示第五号

ブラッセル駐在のトルコ公使は、千九百五十一年十二月二十一日付の書簡により、千八百九十年七月五日にブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、関税表刊行のための国際事務局を設立する條約の実施規則及び署名調書を修正する千九百四十九年十二月十六日にブラッセルで署名された議定書への同国政府の加入をベルギー外務省に通告し、同外務省は、同月二十四日にその書簡を受領した。（千九百五十二年三月二日付の在日ベルギー外交使節団から外務省あての書簡）

昭和二十七年四月三日　外務大臣　吉田　茂

◉大蔵省告示第六百五号

昭和二十七年三月二十八日付をもつて株式会社武蔵野銀行の銀行業を営むことを免許し並びに貯蓄銀行業務を兼営することを認可した。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

◉大蔵省告示第六百六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、足利銀行第十六回福運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　足利銀行第十六回福運定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月五日から同年五月三十一日まで。

四　割増金

(一)金組

等級	割増金	当せんの数
特等A賞	五〇、〇〇〇円	一本
特等B賞	一〇、〇〇〇	一
一等	五、〇〇〇	八
二等	一、〇〇〇	一〇〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	七八、八八〇
計		一〇〇、〇〇〇

(二)銀組

等級	割増金	当せんの数
特等A賞	八八、八七〇円	一本
特等B賞	一〇〇、〇〇〇	一
一等	五〇、〇〇〇	八
二等	一〇、〇〇〇	一〇〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	七八、八八〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日

六　払開始期日　昭和二十七年六月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉電波監理委員会告示第千三百五十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二百九十七号盛進丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年十一月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「A二　一〇W　A三　一五W」を「A二、A三　三〇W」に改める。

◉電波監理委員会告示第千三百五十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第百八十五号第三十八大漁丸無線局は、昭和二十六年六月六日廃止した。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

◉電波監理委員会告示第千三百五十四号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千四百九十一号第一妙見丸無線局は、昭和二十七年一月二十二日廃止した。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

◉電波監理委員会告示第千三百五十五号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百五十一号はつしも無線局は、昭和二十七年一月三十日廃止した。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

◉電波監理委員会告示第千三百五十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百二十八号はつかぜ無線局は、昭和二十七年一月三十日廃止した。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

◉電波監理委員会告示第千三百五十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百二十九号うらかぜ無線局は、昭和二十七年一月三十日廃止した。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

◉電波監理委員会告示第千三百五十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百四十九号第一大栄丸無線局は、昭和二十六年十月十日廃止した。

昭和二十七年四月三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、宮島信用組合朗定期預金の細目等を次のように定め、昭和二十七年三月十五日から適用する。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　宮島信用組合朗定期貯金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	一
二等	一五〇〇	一〇〇
三等	二〇〇	一〇〇
四等	三〇	一、〇〇〇
五等	一八	一〇、〇〇〇
計		一、一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十四日

六　払開始期日　昭和二十七年六月二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、羽後銀行第九回福引定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　羽後銀行第九回福引定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月五日から同年六月五日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	一
二等	一〇、〇〇〇	一〇〇
三等	五、〇〇〇	一〇〇
四等	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五等	五〇〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇〇	二六、六二八
七等	一〇〇	三〇〇、〇〇〇
計		三、〇〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月二十二日

六　払開始期日　昭和二十七年七月一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、北海道相互銀行第七回たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　北海道相互銀行第七回たから定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月五日から同年五月二十日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	一〇〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	二〇	一〇、〇〇〇
六等		八九、七五〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月十一日

六　払開始期日　昭和二十七年六月二十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福徳相互銀行第三回福徳定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福徳相互銀行第三回福徳定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月五日から同年五月三十一日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特等A	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等B	五〇、〇〇〇	一
一等	一〇、〇〇〇	八
二等	一、〇〇〇	一〇〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八四〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日

六　払開始期日　昭和二十七年六月十七日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回湖東信用金庫割増金附ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回湖東信用金庫割増金附ニコニコ定期預金

二　條件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月五日から同年五月三十一日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	三
二等	三〇〇	一四
三等	五〇	七〇
四等	三〇	一、四〇〇
五等	二〇・二〇	五、五一二
計		七、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月十五日

六　払開始期日　昭和二十七年六月二十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

昭27.4.3. 第7570号

◎文部省告示第十号

茨城県稲敷郡阿見町に設置の茨城県立農科大学を、昭和二十七年三月三十一日限り廃止することは、昭和二十七年三月三十一日付で認可した。

昭和二十七年四月三日

文部大臣　天野　貞祐

◎農林省告示第百二十八号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百十四條第二項の規定により、昭和二十七年度において適用する死亡廃用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準を次のように定める。

昭和二十七年四月三日

農林大臣　広川　弘禪

共済目的	共済掛金の基準
出生後第五月の月の末日を経過した牛	一〇〇円から四二〇円まで
明け二才以上の馬	二四〇円から八〇〇円まで

◎農林省告示第百二十九号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百十四條第二項第二号の規定により、昭和二十七年度において適用する疾病傷害共済の共済金額の基準額を次のように定める。

昭和二十七年四月三日

農林大臣　広川　弘禪

昭和二十七年度において適用する疾病傷害共済の共済金額の基準額

共済目的	共済金額の基準額 甲種	共済金額の基準額 乙種
乳牛	二、八〇〇円	八〇〇円
その他の牛	一、五〇〇円	六〇〇円
山羊	四〇〇円	一六〇〇円
めん羊	四〇〇円	一六〇〇円
種豚	七〇〇円	二八〇〇円
明け二才以上の馬	二、〇〇〇円	八〇〇〇円

この表の共済金額の基準額中甲種は、疾病傷害共済の共済金額を診療に直接必要とする薬品、消耗品等の経費の外診療に当る者の人件費等の経費を対象として定めるものに適用し、乙種は、疾病傷害共済の共済金額を診療に直接必要な薬品、消耗品等の経費のみを対象として定めるものに適用する。

◎農林省告示第百三十号

農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第三十三條の規定により、昭和二十七年度から適用する疾病傷害共済の点数を次のように定め、昭和二十五年農林省告示第百六十六号は、廃止する。

昭和二十七年四月三日

農林大臣　広川　弘禪

疾病傷害共済の点数

番号	種別	大動物の点数	中動物の点数	備考
	第一 診察料			
1	初診	二	二	診療中他の病傷が発生しても、その初診料は、給付しない。診断とは、病傷の識別を行うために獣医師のとるりん告(望診、聴診、打診、触診、一般的検査等をいい、化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。診断の結果診療の給付外であることが明らかとなつたときの初診料は請求することができる。又診療中に獣医師をかえたときは、その初診料は、請求することができる。
2	再診	一	一	第二診以後単に診察をするに止まり、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。
3	往診	三	三	一里(四キロメートル)を超える場合は、一里又はその端数を増す毎に二点を加える。里数は片道のみを計算し、一戸に二頭以上の患畜がある場合は往診一回とする。続いて二戸以上往診した場合は次の患畜に至るまでの距離とする。夜間又は雌行の往診は五割増とする。夜間とは、当日薄暮より翌れい明に至る間をいい、往診が昼夜にわたつた場合は夜間とする。雌行とは、暴風雨、吹雪、及び険路等をいい、道に迷つた場合又は寒地における積雪時は該当しない。
	第二 薬治料			
4	滞診	一〇	一〇	往診して診療が翌日にわたる場合一夜について
5	内服薬	三	一・五	畜主が薬を持ち帰つた場合とする。一日分
6	とん服薬	四	二	一回分
7	洗じょう薬	二	二	五〇〇ミリリットルについて
8	あん法薬	一	一	五〇〇ミリリットルについて
9	塗布(擦)薬(水剤こう剤)	一二	一二	五〇グラムについて
10	さん布薬	二	二	五〇グラムについて
11	点眼薬	一	一	一〇ミリリットルについて
	第三 文書料			
12	診断書	二	二	処方せん及び各種証明書を含む。同一内容の診断書一回の交付について
13	検案書	二	二	同一内容の検案書一回の交付について

番号	種別	大動物の点数	中動物の点数	備考
14	第四 検査料			
	細菌生菌検査	四	四	原虫検査を含む。牛のトリコモナス、仮性皮そ及びとく性ふく行しん等の顕微鏡的検査をいう。血液寄生原虫(ピロプラスマ、トリパノゾーマ等)の検査は、血液顕微鏡的検査とする。
15	細菌染色検査	五	五	血球計算器による血球計算、血液の組織学的検査及び寄生虫(フイラリヤ子虫、ピロプラスマ等)及び細菌検査等をいう。
16	血液顕微鏡的検査	八	八	
17	血液肉眼的検査	三	三	血色素測定器による血色素測定、赤血球の抵抗検査、赤血球沈降速度の検査及びチョッケー氏試験管による血球計算等をいう。
18	血清学的検査	五	五	寄生虫卵及び子虫の顕微鏡的検査をいう。
19	虫卵検査	三	三	治療は含まない。
20	直腸検査	四		せん刺はすべて検査のためのせん刺で肝臓せん刺、骨髄せん刺及び腰つい、せん刺をいい、顕微鏡的検査を含む。骨軟症の診断に用いる骨軟せん刺は該当しない。
21	せん刺検査	八	八	
22	尿検査	三	三	たん白検査、アルブモーゼ検査、色素検査、筋色素検査、インヂカン検査、胆じゅう色素検査、ブドウ糖検査、比重検査及びりん酸検査等をいい、顕微鏡的検査を含む。
23	レントゲン検査	一五	一五	
24	検案	五	三	
	第五 注射料			
25	皮下注射	四	三	一回量について(同一種類の注射薬をその必要量に応じて二筒以上使用しても一回量とする。特殊注射薬を使用した場合はその金額を点数に換算し、これに三点を加えたものとする。畜主が注射薬を提供した場合は三点とする。
26	筋肉内注射	五	四	
27	静脈内注射	八	三	
28	せき髄こう注射	六	三	
29	生理食塩液注射	七	七	
30	リンゲル氏液注射	七	七	
31	ロック氏液注射	七	七	
32	ブドウ糖液注射	一〇	一〇	五〇〇ミリリットルについて 五〇〇ミリリットルについて 五〇〇ミリリットルについて 五〇〇ミリリットルについて 高張ブドウ糖液は静脈内注射とする。
33	ペニシリン注射	八	八	三十万単位について
34	血清類注射	八	八	血清類は、すべて治療に用いた場合に限り、予防の目的をもつて使用する場合は給付しない。但し、外傷、手術の場合に行う破傷風血清注射はこの限りでない。使用量を家畜衛生試験場血清類販売規程に基く販売価格によつて計算し、その金額を点数に換算し(自家血清の場合はその点数を一点とする。)、これに三点を加えたものとする。
35	投薬	五	三	駆虫薬を含まない。畜主が薬品を提供した場合は三点とする。
36	洗じょう	二	一	眼洗じょう、鼻こう洗じょう、ちつ洗じょう及び膀胱洗じょう等薬液による洗じょうをいう。
37	あん法	二	一	あん法材料を施した場合は二点増しとする。
38	塗布又は塗擦(水剤こう剤)	一二	一〇・五	洗じょう、塗布及び塗擦等一切の治療処置を含む。骨膜、臓器又は関節こうに達するものは十割増しとする。縫合した場合は、右の五割増しとする。
39	さん布	一	〇・五	
40	点眼	一	〇・五	
41	吸入	五	二・五	
42	胃洗じょう	一〇		
43	かん腸	二	一	
44	導尿	二	一	
45	しゃ血	三	一・五	
46	子宮洗じょう及び薬液注入	一〇	二	同時に行うちつ洗じょうを含む。
47	馬牛	五		糞体除去を含む。
48	卵巣のう腫破砕	七		
49	乳房送風	四		
50	乳房薬液注入	四		
51	外傷治療			
	第一回			
	小(一〇センチメートルまで)	三	一	
	中(二〇センチメートルまで)	四	二	
	大(二〇センチメートル以上)	六	三	
	その他外科的処置	三	一・五	処置、手術の後治療(第二回以後の病傷を規定したものを除く。)ていの処置及び直腸からする器械的療法その他一般外科的処置と考えられるものをいう。
	第二回以後			
	小	一	一	
	中	三	二	
	大	四	二	
		六	三	

昭27.4.3. 第7570号

52	第七手術料	一五	
	頭部手術		
53	円きゅう術		一箇について十五点。洗じようを含む。後治療は外科的処置に準ずる。
54	こん睛虫摘出術	一〇	
55	整復	三	歯が短切は二点増しとする。乳歯の抜除、斜歯、せん状歯及び波状歯等のろ整をいう。
56	抜歯	三	一歯について五・二〇
	前歯	六	う歯、ぜい歯の抜歯、打出又は歯そう骨膜炎による抜歯、打出を含む。
	きゆう歯		
57	けい部手術		
58	気管切開	一〇	後治療は外科的処置に準ずる。
59	食道異物除去	一〇	五
60	食道切開	一八	後治療は外科的処置に準ずる。
61	こうのう切開	一八	五
	こうのうせん刺	一〇	後治療は外科的処置に準ずる。
	さく癖きよう正術	四〇	後治療は外科的処置に準ずる。
62	胸復部手術		九
	せん胸	五	二・五
63	せん胃	五	浸出性胸膜炎その他疾病に継発した胸水排除のためのせん胸術をいい、胸こう内ちよ留液の疑ある場合診断のため行うせん胸術は診察に含まれる。
64	第一胃切開	五〇	三
	開復	六〇	後治療は外科的処置に準ずる。薬液を注入した場合は二点増しとする。
65			後治療は外科的処置に準ずる。
66	せん腸		二五
67	臍ヘルニヤ整復	六	帝王切開を含む。
68	そけいヘルニヤ整復	一〇	三〇
69	除睾切断	一五	後治療は外科的処置に準ずる。
70	睾丸摘出	一五	五
71	ちつ脱整復	八	七
72	子宮脱整復	二〇	病傷に因るものに限る。
73	子宮ねん転整復	四〇	四
74	切胎	四〇	洗じよう、あん摩、圧迫ほう帯、圧定器使用及び縫合等の処置を含む。
75	胎児の失位整復	二五	一〇
76	助産	一〇	五
77	後産停滞除去（牛馬）	二〇 一五	難産救助に伴う断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。不正胎勢、不正胎向及び不正胎位等の整復をいう。胎児の失位以外の原因に因り分べん困難な場合人工的に講じた処置（人工破水、過大胎児の引出等）をいう。胎膜はく離後の処置を含む。
78	卵巣割去	一五	輸卵管結さつを含む。
79	四し手術		
80	脱きゆう整復	二〇	後治療は外科的処置に準ずる。
81	切神	一八	後治療は外科的処置に準ずる。
82	切けん	一八	五
	その他の手術		
	切開手術 第一回	第二回以後	第一回 第二回以後
	小（鶏卵大まで）	五 二	五 二
	中（こぶし大まで）	一〇 三	一〇 三
	大（こぶし大以上）	一五 四	一五 四
83	焼らく	五	点状焼らく、線状焼らく及びせん刺焼らく等をいう。
84	第八 入院料		
	入院	一、四	二 飼料代は含まない。

本表に表示のない診療については、本表類似の治療、処置及び手術等に準ずるものとする。

中動物の点数欄中、点数の記載のない診療については大動物の二分の一の点数とする。

◉農林省告示第百三十一号

農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二條の規定に基き、原料牛乳、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の日本農林規格を次のように定め、昭和二十七年五月二日から施行する。

昭和二十七年四月三日　農林大臣　広川　弘禅

原料牛乳の日本農林規格

一　定義

原料牛乳とは、市乳及びバター、れん乳、粉乳その他の乳製品の製造原料に供する牛乳をいう。

二　等級

等級は特等、一等及び二等とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特等	一等	二等
色沢及び組織	牛乳特有の乳白色から淡クリーム色までの色を呈し、均等な乳状で適度な粘度を有し、凝固物、じんあいその他異物を含まないもの	同上	特等及び一等に該当しないもの
風味	新鮮良好な風味と特有の香気を有し、飼料臭、牛舎臭、酸臭その他の異臭又は酸味、苦味、金属味その他の異味を有しないもの	同上	同右
比重	摂氏一五度において一・〇二八―一・〇三四のもの	同上	同右
アルコール試験	反応を呈しないもの	同上	同右
脂肪率	三・二％以上のもの	二・八％以上のもの	同右
酸度	乳酸として〇・一六％以下のもの	乳酸として〇・一八％以下のもの	同右

三　検査方法

各事項につき、左記による。

㈠比重　浮ひよう式比重計による。

㈡アルコール試験　牛乳と等量の七〇容量パーセントのエチルアルコールを加え凝固するかどうかを見る。

㈢脂肪率　バブコック氏法又はゲルベル氏法による。

㈣酸度　乳酸表示法による。

バターの日本農林規格

一　定義

バターとは、牛乳より分離したクリームの脂肪をかくはん操作により塊状に集合させて造つたものをいう。

二　等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	均等に特有の淡黄色を呈し、はん点及び波紋等のないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
組織	組織良好で横断面は軟こう状を呈することなく且つ、水滴の遊離しないもの	同右	同右
風味	風味良好で酸味、苦味、飼料臭、牛舎臭、変質脂肪臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
食塩	加塩バターにあつては塩分布均等で溶解完全のもの	同右	同右
乳脂肪分	加塩バターにあつては八〇・〇％以上、無塩バターにあつては八二・〇％以上で、異種脂肪を含まないもの	同上	加塩バターにあつては八〇・〇％未満、無塩バターにあつては八二・〇％未満で、異種脂肪を含まないもの

無糖れん乳の日本農林規格

一　定義

無糖れん乳とは、全乳を濃縮してその水分の一部を除去し、均質操作を行い、かん詰後滅菌した液状のものをいう。

二　等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢あるクリーム様の色を呈し、組織はなめらかで脂肪の分離なく、浮遊物、沈でん物又は異物の混入しないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、変質脂肪臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
保存性	摂氏四〇度で一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの	同上	同右
乳固形分	二六・〇％以上のもの	二五・五％以上のもの	同右
水分	七四・〇％以下のもの	七四・五％以下のもの	同右
乳脂肪分	八・〇％以上のもの	七・〇％以上のもの	同右

加糖れん乳の日本農林規格

一　定義

加糖れん乳とは、全乳にしよ糖を加え濃縮して大部分の水分を除去した半流動体のものをいう。

二　等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢ある微黄色を呈し、組織はなめらかで脂肪の分離及び乳糖結晶の沈でんなく、且つ、異物を含まないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、変質脂肪臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
保存性	摂氏四〇度で一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの	同上	同右
乳固形分	二九・〇％以上のもの	二八・〇％以上のもの	同右
水分	二六・五％以下のもの	二七・〇％以下のもの	同右
乳脂肪分	八・五％以上のもの	八・〇％以上のもの	同右

脱脂加糖れん乳の日本農林規格

一　定義

脱脂加糖れん乳とは、脱脂乳にしよ糖を加え濃縮して大部分の水分を除去した半流動体のものをいう。

二　等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢ある乳白色を呈し、組織はなめらかで乳糖結晶の沈でんなく、且つ、異物を含まないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、変質臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
保存性	摂氏四〇度一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの	同上	同右
乳固形分	二六・〇％以上のもの	二五・〇％以上のもの、	同右
水分	二八・〇％以下のもの	二九・〇％以下のもの	同右

全粉乳の日本農林規格

一 定義

全粉乳とは、全乳からほとんどすべての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。

二 等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢ある淡クリーム色を呈し、はん点なく粉粒は齊一で固塊物を含まないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、塩味、変質脂肪臭、焦げ臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
溶解性	温湯（約摂氏五〇度）による溶解性良好で溶解の際脂肪の分離なく、浮遊物、沈でん物又は異物の混入しないもの	同右	同右
乳固形分	九五・〇%以上のもの	九五・〇%以上のもの	同右
水分	四・〇%以下のもの	五・〇%以下のもの	同右
乳脂肪分	二六・〇%以上のもの	二五・〇%以上のもの	同右

加糖粉乳の日本農林規格

一 定義

加糖粉乳とは、全乳にしょ糖を加えほとんどすべての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。

二 等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢ある淡クリーム色を呈し、はん点なく、粉粒は齊一で固塊物を含まないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、塩味、変質脂肪臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
溶解性	温湯（約摂氏五〇度）による溶解性良好で溶解の際浮遊物、沈でん物又は異物の混入しないもの	同右	同右
乳固形分	九五・〇%以上のもの	九五・〇%以上のもの	同右
水分	四・〇%以下のもの	五・〇%以下のもの	同右
乳脂肪分	二六・〇%以上のもの	二五・〇%以上のもの	同右

◎農林省告示第百三十二号

農林物資規格法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三條の二第一号の規定に基き、原料牛乳、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の格付方法を次のように定め、昭和二十七年五月二日から施行する。

昭和二十七年四月三日

農林大臣 広川 弘禅

一、原料牛乳の格付方法

格付のための検査は、輸送かんごとに行う。

二、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の格付方法

1. 格付のための検査は、抽出して行う。

2. 抽出の割合は、一製造単位につき一点とする。但し、そのすべてが特級に格付された連続した十製造単位については、一点とする。

（備考）一点とは、バターにあつては二五〇グラム以内、無糖れん乳、加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳にあつては三かん以内、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳にあつては二かん以内とする。

但し、無糖れん乳、加糖れん乳、全粉乳、脱脂加糖れん乳及び脱脂粉乳の三ポンドかん以上の大型かん入のものにあつては、一かんとする。

◎農林省告示第百三十三号

農林物資規格法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十四條の規定に基き、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の規格証票の様式及び表示の方法を次のように定め、昭和二十七年五月二日から施行する。

昭和二十七年四月三日

農林大臣 広川 弘禅

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢ある淡クリーム色を呈し、はん点なく、粉粒は齊一で固塊物を含まないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、塩味、変質脂肪臭、焦げ臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
溶解性	温湯（約摂氏五〇度）による溶解性良好で溶解の際浮遊物、沈でん物又は異物の混入しないもの	同右	同右
乳固形分	九五・〇%以上のもの	九五・〇%以上のもの	同右
水分	四・〇%以下のもの	五・〇%以下のもの	同右
乳脂肪分	七一・〇%以上で、且つ、表示した全粉乳分に相当する乳固形分又はそれ以上の乳固形分を有するもの	七〇・〇%以上で、且つ、表示した全粉乳分に相当する乳固形分又はそれ以上の乳固形分を有するもの	同右
乳固形分	四・〇%以下のもの	五・〇%以下のもの	同右
水分	乳脂肪分が一九・〇%以上で、且つ、表示した全粉乳分に相当する乳脂肪分又はそれ以上の乳脂肪分を有するもの	乳脂肪分が一八・〇%以上で、且つ、表示した全粉乳分に相当する乳脂肪分又はそれ以上の乳脂肪分を有するもの	同右
乳脂肪分	備考 一 全粉乳分は、七五・〇%以上でなければならない。 二 一かんごとに全粉乳分を表示しなければならない。		

脱脂粉乳の日本農林規格

一 定義

脱脂粉乳とは、脱脂乳からほとんどすべての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。

二 等級

等級は特級、標準及び格外とし、その基準は次の通りとする。

事項＼等級	特級	標準	格外
外観	光沢ある淡クリーム色を呈し、はん点なく、粉粒は齊一で固塊物を含まないもの	著しい欠陥のないもの	特級及び標準に該当しないもの
風味	風味良好で酸味、塩味、変質臭、焦げ臭その他の異臭味を有しないもの	同右	同右
溶解性	温湯（約摂氏五〇度）による溶解性良好で溶解の際浮遊物、沈でん物又は異物の混入しないもの	同右	同右
乳固形分	九五・〇%以上のもの	九五・〇%以上のもの	同右
水分	四・〇%以下のもの	五・〇%以下のもの	同右

(ｲ)様式

(1)用紙の地色は、特級はあい、標準は赤、格外は黒とする。

(2)文字及び縁の色は白とする。

(3)証票の大きさは、次の三種類とする。

区分＼事項	用紙の寸法	縁	肉幅
第一号	直径五センチ	〇・三センチ	
第二号	直径二センチ	〇・二センチ	
第三号	直径一センチ	〇・一センチ	

(ﾛ)表示の方法

一かん（バターにあつては一箱）ごとに見易い箇所にはりつけること。

◎運輸省告示第九十六号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年四月三日

運輸大臣 村上 義一

大阪市営電気軌道定期旅客運賃改訂について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

昭二七第三二〇八号

昭和二十七年一月二十九日

運輸審議会会長 木村 隆親

運輸大臣 村上 義一殿

答申書

大阪市営電気軌道定期旅客運賃改訂について

一月十八日付鉄監第四八号をもつて諮問の大阪市申請市営電気軌道定期旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

大阪市営電気軌道路面電車の現行通学定期旅客運賃大学生用（甲）一ヶ月三百円、三ヶ月八百十円、高等学校生徒以下用（乙）一ヶ月二百二十円、三ヶ月五百九十円の区別を廃し、一ヶ月二百三十円、三ヶ月六百二十円に統一するとともに、通勤、通学者のため一ヶ月四百五十円、三ヶ月千二百二十円の特別通学定期旅客運賃を新設することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

大阪市営電気軌道は、昨年十二月、普通旅客運賃とともに定期旅客運賃の改訂を認められたが、今回勤労学生、生徒に対する運賃負担の軽減並びに各種定期旅客運賃の調整をはかるため路面電車の現行定期旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

◎郵政省告示第九十号

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十七年四月十五日から、次の簡易郵便局を設置する。

昭和二十七年四月三日

郵政大臣 田 賢 委託事務 佐藤 栄作

名称	位置
元紋別簡易郵便局	北海道北見国紋別郡紋別町字元紋別第四條第一号及び第三号
大字藻鹿（紋別郵便区内）	村字元紋別から第五号までに掲げる事務局

◎電気通信省告示第九十七号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月一日から、次の地方電気通信取扱局の分室を設置した。

昭和二十七年四月三日

電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	位置	取扱事務
岐阜電話局キャンプ岐阜内国際電話通信所	岐阜県稲葉郡那加町キャンプ岐阜那加特別電話局内	国際電話通話事務

◎建設省告示第三百二十四号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十七年四月三日

建設大臣 野田 卯一

群馬県

「要設備地」

粕川

勢多郡粕川村大字室沢字矢沢六九番地の一の内標柱一号乃至三号を結んだ線より河川寄りの区域。字大林九番地の内標柱三号、四号を結んだ線より河川寄りの区域。宮城村大字苗ヶ島字大堰一一一一二、一一一一三、一一一一四番地以上全筆。字大堰甲一二一六、一二一七、一二一八、一二二〇、一二二一、一二二二番地の一の内標柱五号乃至七号を結んだ線より川沿の区域。一二二九番地の内標柱八号、九号を結んだ線より川沿の区域。粕川村大字赤城山字大林一五一番地全筆。字大林一五二番地の三の内標柱一〇号乃至一二号を結んだ線より川沿の区域。字大林一五二の一、一六五乃至一六九、一九五番地の内標柱一三号乃至一八号を結んだ線より川沿の区域。宮城村大字苗ヶ島字大堰乙一二三二番地全筆。字大堰甲一二三三番地の内標柱一九号乃至二一号を結んだ線より上流河川寄りの区域。乙一二三四番地の内標柱二〇号乃至二四号を結んだ線より河川寄りの区域。大字赤城山字滝沢並木一、八三二、八五番地全筆。字滝沢並木七八乃至八〇、八二、八四番地の内標柱二四号、二五号及び二六号、二七号を結んだ線より河川寄りの区域。一〇五番地の内標柱三一号乃至三四号を結んだ線より川沿の区域。一〇七番地の内標柱三九号乃至四二号を結んだ線より川沿の区域。粕川村大字赤城山字井の口二六三乃至二六四番地の内標柱二八号乃至三〇号を結んだ線より川沿の区域。二七〇番地の内標柱三五号乃至三八号を結んだ線より川沿の区域。前記各区域内に介在する道路敷並びに水路敷全部

犬の沢

勢多郡敷島村大字長井小川田字元藤木四二八二、四二八三番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域。字藤木三九六四番地の内標柱四号乃至六号を結んだ線より川沿の区域。甲二三二二五、甲二三二六番地の内標柱七号、八号を結んだ線より河川寄りの区域。字元藤木四二八二番地上流筆境を対岸に延長した線より字藤木三九六四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷。字藤木二三五四番地全筆。字藤木二二七一の一、二三五五番地の内標柱九号乃至一一号を結んだ線より二三五三番地寄りの区域。二三五三番地の二の内一二号乃至一四号を結んだ線より二三五五番地寄りの区域。字笠張二五四〇の二、二五三九番地の内標柱一五号と一六号を結んだ線より道路沿の区域。乙四二二九番地の内標柱一七号と一八号を結んだ線より下流道路沿の区域。前記区域内に介在する道路敷全部

黒沢川

群馬郡久留馬村大字高浜字槍瀬二〇六七、二一一一の二、二一一〇八の三、二一〇八の二、乙二一〇七、二一一〇七番地以上全筆。字槍瀬二一〇七の一、二一〇七の三、二〇七九番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より川沿の区域。字槍瀬二〇七九番地上流筆境を対岸に延長した線より字槍瀬二〇六七番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷。前記区域内に介在する道路敷全部

「要行為禁止制限地」

粕川

勢多郡宮城村大字苗ヶ島字大堰一二一九、一二二二の二、一二二三、一二二四乃至一二二六、乙一二二七、一二二八、乙一二三〇、甲一二三四、乙一二三三、甲一二三八、一二二〇、一二二一、一二二二番地の一の内標柱五号乃至七号を結んだ線より道路寄りの区域。一二二七、一二二〇番地の内標柱四三号と四四号を結んだ線より河川寄りの区域。一二三二番地の内官民地境界線より一〇米の区域を除いた道路寄りの区域。一二三七番地の内標柱四五号と四六号を結んだ線より河川寄りの区域（但し、官民地境界線より一〇米の区域を除く）。一二二九番地の内標柱八号、九号を結んだ線より道路寄りの区域。乙一二三五番地の内標柱四七号、四八号を結んだ線より河川寄りの区域。乙一二三四番地の内標柱二一号の一、二一号乃至二四号を結んだ線より道路寄りの区域。大字赤城山字滝沢並木八一番地全筆。字滝沢並木七八乃至八〇番地の内標柱二四号、二五号を結んだ線より道路寄りの区域。八二八四番地の内標柱二六号、二七号を結んだ線より道路寄りの区域

犬の沢

勢多郡敷島村大字長井小川田字藤木四二九〇、四二九一番地以上全筆。字元藤木四二八二、四二八三、四二八五番地の内標柱一九号、二〇号を結んだ線より標柱一号乃至三号を結んだ線に至る区間の河川寄りの区域。字藤木乙三九八三、二三四三番地官有無番地(ｲ)(ﾛ)以上全筆。字藤木三九六四番地の内標柱四号乃至六号を結んだ線より道路寄りの区域。三九六七番地の内河川中心線より一〇米の区域を除いた道路沿の区域。甲三九六九、甲三九七〇、甲三

九七一、三九七二、甲三九七三、三九七五、甲三九八三番地の内河川中心線より一〇米の区域を除いた道路寄りの区域。四〇〇七、四〇〇五官有無番地(三九七四、三九七六、三九七七、三九八二、三九七八、三九七九、三九八四番地の内河川中心線より一〇米の区域を除いた道路沿の区域。二三四五番地の内標柱二一号、二二号を結んだ線より官有地寄りの区域。二二七二番地の内標柱二三号、二四号を結んだ線より官有地寄りの区域。二三五五番地の内標柱一〇号、一一号を結んだ線より道路沿の区域。字笠張甲四一八〇、乙四一八〇、四一八二、甲四一八三、四一八五、四一八六、四一九一の一、四一九二、四二三二、四二三三、四二三〇番地以上全筆。字笠張二五三八番地の内標柱二五号、二六号を結んだ線より道路沿の区域。甲四一八一番地の内標柱二七号、二八号を結んだ線より道路沿の区域。甲四二二九、四二二四番地の内標柱二九号、三一号を結んだ線より道路沿の区域。甲四二二一番地の内標柱三二号、三三号を結んだ線より四一九一番地寄りの区域

黒沢川

群馬郡久留馬村大字高浜市槍瀬二一〇五、二〇九六、二〇八四、二〇八六の一、二〇八六番地の二以上全筆。字槍瀬二〇七九番地の内標柱三号、四号を結んだ線より道路寄りの区域。二〇八三番地の内標柱五号、六号を結んだ線より川沿の区域。二〇八五、二〇八六の三乃至二〇八六番地の八の内標柱七号乃至九号を結んだ線より川沿の区域。字内山一二〇一の四、一二〇三番地の三以上全筆。字内山一一九七の二、甲一一八九の一乃至甲一一八九番地の一七の内河川中心線より一五米の区域。字北原乙一二一六、乙一二一五、一二一二の一、一二一一、一二一〇、一二〇九番地以上全筆。字北原一二一四、一二一三の一、一二一三の二、一二一二の二の内標柱一〇号乃至一二号を結んだ線より河川寄りの区域。一二〇八、一二〇七番地の内標柱一四号、一五号を結んだ線より川沿の区域。大字白岩字絹張下一四〇、一四二番地の内河川中心線より一五米の区域。字櫃開戸一三八の二、一八二番地の一の内河川中心線より一五米の区域。大字白岩字櫃開戸一三八番地の二下流筆境を対岸に延長した線より大字高浜字槍瀬二〇七九番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

◉**建設省告示第三百二十五号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十七年四月三日

建設大臣 野田 卯一

岐阜県

「要設備地」

横 川

恵那郡福岡村大字田瀬字三会一五〇八番地の一、付知町大字十区字日枯入一二〇四七番地の二七八上流筆境を結んだ線より付知川合流点に至る区間国有河川敷全部

「要行為禁止制限地」

横 川

恵那郡福岡村大字田瀬字上田瀬一一〇番地の二、字宮脇一一三〇の一、一一三〇の五、一一三九の二、一二六六、一二六七、一二六八、一二七〇の一、一二七五、一二九四の一、一三〇六の一、一三〇八の一、一三〇九の一、一三二二の一、一三六七、一二九三番地、字野頭一三七五の二、一三七七番地の一、字矢平一四六〇の一、一四六二の一、一四六三の二、一四六六の二の一、一四六六の二の一の一の二、一四六八の二、一四六九の二、一四六八の一、一四九五の七、一四九五の八、一四九五の一二、一四九五の一、一四六四、一四六五番地、字三会一五〇三の一、一五〇八番地の三五、付知町大字十区字正脇一一四六六の七、一一四六六の八、一一四二八、一一四〇六の一、一一四〇八、一一四〇五、一一四〇八、一一四〇六の一、一一四〇六の一六、一一四〇三の一五、一一四〇三番地の一六、字芝ヶ瀬一一三八五の五、一一三八五の四、一一三八五の三、一一三八五の一、一一三八四、一一三八六の六、一一三八三の六の一、一一三八三の三、一一三八三番地の四、字小屋ヶ尾一一八四六の三、一一八四八番地の二、字矢平一一八五一〇、一一八五一、一一八五八、一一〇三三、一一〇三二の一、一一八五二、一一〇三三番地の二、字日枯入一一〇三五、一一〇三六の一、一一〇四二、一一〇四七の五、一一〇四七の六、一一〇四七の七、一一〇四七の八、一一〇四七の二七八、一一〇三四番地以上全筆

国会事項

○衆 議 院

◉**政府委員承認** 四月一日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

中央更生保護委員会事務局少年部長 池田 浩三

国税庁次長 正示啓次郎

法務府特別審査局次長 関 之吉

同 敏雄

◉**議案提出** 四月一日議員から提出した議案は次の通りである。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（河原伊三郎外五名提出）

○参 議 院

◉**議案提出** 三月三十一日内閣から左の議案を提出した。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

又四月一日内閣から左の議案を提出した。

気象業務法案

◉**議案受領** 三月三十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

◉**議案受領（予備審査）** 三月三十一日内閣から左の議案が送付された。

地方公務員法の一部を改正する法律案

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

又同日衆議院から左の議案が送付された。

主要農作物種子法案（坂田英一外二十三名提出）

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（松田鉄蔵外十一名提出）

又四月一日衆議院から左の議案が送付された。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介外二十三名提出）

◉**議案付託** 三月三十一日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案（閣法第一四五号）

文部委員会に付託

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第一〇四号）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇七号）

大蔵委員会に付託

在外公館の名称及び位置を定める法律案（閣法第九三号）

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案（閣法第一三六号）

外務委員会に付託

又四月一日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

気象業務法案（閣法第一四六号）

運輸委員会に付託

◉**議案付託（予備審査）** 三月三十一日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第一四二号）

地方行政委員会に付託

閉鎖機関令の一部を改正する法律案（閣法第一四三号）

関税法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）

大蔵委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

主要農作物種子法案（坂田英一外二十三名提出）（衆第二三号）

農林委員会に付託

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（松田鉄蔵外十一名提出）（衆第二四号）

水産委員会に付託

又四月一日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介外二十三名提出）（衆第二五号）

農林委員会に付託

◉**議案送付（予備審査）** 三月三十一日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案（小野義夫外七名発議）

◉**議決通知** 三月三十一日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

外務公務員法案

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

◉**通知書受領** 三月三十一日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律

小型機船底びき網漁業整理特別措置法

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律

輸出信用保険法の一部を改正する法律

外務公務員法

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律

屋外広告物法の一部を改正する法律

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

資産再評価法の一部を改正する法律

通行税法の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法等の一部を改正する法律

郵便為替法の一部を改正する法律

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法等の一部を改正する法律

郵便為替法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案可決報告書

関税定率法等の一部を改正する法律

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書

叙任及び辞令

○内 閣

◉昭和二十七年三月八日

岡庭 栄

従七位に叙する

◉昭和二十七年三月二十日

平岡 市三

正五位に叙する

平岡 市三

勲四等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十七年三月三十一日

物価政務次官 上原 正吉

経済調査政務次官に任命する

一級に叙する

故 平岡 市三

特旨を以て位記を追賜せられる（三月二十六日）

簡易裁判所判事兼判事 鈴木 豊蔵

判事兼簡易裁判所判事に任命する

判事兼簡易裁判所判事 栗田 源蔵

兼官を免ずる

判事 浜田宗四郎

願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

法務府特別審査局次長 関 之吉

同 敏雄

（各通）

中央更生保護委員会事務局少年部長 池田 浩三

国税庁次長 正示啓次郎

第十三回国会政府委員を命ずる（四月一日）

○総 理 府

総理府技官 小島 そな

九級五号俸を給する（三月二十五日）

総理府事務官 那須 時夫

十三級二号俸を給する

同 河原 富造

十三級一号俸を給する（以上三月二十七日）

同 堀家 嘉郎

願に依り本官を免ずる（三月三十日）

同 紙屋 務人

十級八号俸を給する

同 堀内 正名

十一級六号俸を給する

総理府技官 成瀬 ふし

九級六号俸を給する

同 宮本 武平

九級五号俸を給する

同 山田 ふみ

九級四号俸を給する

総理府事務官 山田 明吉

国立世論調査所長事務代理を命ずる

国立世論調査所長 小山 栄三

十四級三号俸を給する

総理府技官 平松 龍英

十級一号俸を給する

地方事務官 桝沢 寛一

九級特に一万五千五百円を給する

総理府事務官 紙屋 務人

同 堀内 正名

同 柳田 清一

総理府技官 成瀬 ふし

同 宮本 武平

同 山田 ふみ

（各通）

国立世論調査所長 小山 栄三

総理府事務官 大野 連治

運輸大臣秘書官 高田 末吉

地方事務官 桝沢 寛一

同 青山常次郎

願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

総理府技官 甲田 和衛

国立世論調査所調査実施課長を命ずる

同 今野 信一

国立世論調査所編集広報課長を命ずる

総理府事務官 原田佑四郎

日本学術会議事務局学術部図書課長を命ずる（以上四月一日）

○法 務 府

法務府事務官 本多 重雄

同 海東 宝次

同 井上 喜一

（各通）

同 二宮 太郎
同 宇梶仙一郎
同 藤森喜代平
同 大沢平次郎
同 中林 勘次
同 源 襄一
同 伊藤 伝吉
同 小林 勝俣銓吉郎
同 日高 忠次
同 古田寅次郎
同 小野田松太郎
同 生田 義清
解散団体財産売却理事会理事 杉 基一

願により本官を免する

法務府事務官 丸尾 至

外務省へ出向を命ずる（以上三月三十一日）

○文部省

女部教官 稲田 しげ

奈良女子大学奈良女子高等師範学校教授を免ずる（二月二十九日）

同 長谷川米蔵

岩手大学盛岡農林専門学校長を免ずる

同 林 恵海
同 黒沢 清
同 小谷 鶴次

（各通）

東北大学教授を免ずる

同 浅川 淑彦
同 石井 悌
同 小野 豊樹

山形大学補導課長を免ずる

東京農工大学東京農林専門学校長を免ずる

同 安田 秀明
同 松崎五郎松

東京水産大学教授に補する

（各通）

同 藤田 賢治

東京水産大学助手を命ずる

同 庄司 彦六

金沢大学助教授に補する

金沢大学金沢高等師範学校長を免ずる

同 市川真喜知
同 岡部 徳一
同 付根 清吉
同 野村 謙蔵
同 渡辺 武雄
同 谷川福次郎
同 坪井兼次郎
同 小山 徹

（各通）

商船大学助手を命ずる

同 梅原龍三郎
同 安井曾太郎

願により本官を免ずる（以上三月三十一日）

同 荘子 邦雄

北海道大学助教授に補する（四月一日）

○郵政省

郵政事務官 板野 学

郵務局管理課長事務取扱を命ずる（三月十四日）

官庁事項

○郵政省

◉郵便振替貯金加入者除名

次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によつて、昭和二十七年三月十九日限り、加入承認を取り消された。

口座番号 東京一七五七一〇番
加入者住所 市川市八幡町一一二
氏名 塙 清治（別名 三鹿社製作所）

口座番号 東京一〇〇三五番
加入者住所 東京都千代田区神田駿河台二の一二
氏名 浅川信雄（別名 美容ウイークリイ社）

口座番号 東京一九三七九九番
加入者住所 東京都中野区鷺宮一の一一
氏名 児島真次（別名 日本教育館）

口座番号 東京一三三二一九番
加入者住所 東京都台東区上野町二の一六
氏名 伴野虎吉（伴野製作所）

同

総理府公告

○公正取引委員会の不公正な競争方法指定仮案

昭和二十七年四月三日
公正取引委員会

公正取引委員会は、みそ業における「不公正な競争方法について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十一條の規定により、別記の指定仮案を作成いたしました。これについて御意見のある方は左記要領により、進んで御申し出下さい。

一、問題 別記の販売手段をみそ業における不公正な競争方法として、指定することについて。

二、意見の申し出方法 公正取引委員会委員長宛（東京都中央区日本橋室町二ノ一）に、意見の内容を具体的に書面に記して申し出ること。（住所、氏名、職業及び年令を明記のこと）

三、申し出の期間 昭和二十七年四月十四日

四、お問合せは、公正取引委員会事務局調査部調査第一課（東京都中央区日本橋室町二ノ一三井新館内、電話日本橋(24)七一三一—八）

記

みそ業における不公正な競争方法（指定仮案）

みそ業は、その生産又は販売を業とする者が、その販売手段として、みその販売業者又は消費者に対し、みその購買を條件として、直接であると間接であるとを問わず、物品、きよう応（餌劇、旅行、宴会等への招待をいう。）、抽せん券、その他これらに類似する経済上の利益を供与し、又は供与することを申し出ること。

法務府公告

○押収物還付公告

舞鶴区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金 一千九百三十八円

○同押第一号（同）
一、換価金 一千三百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千三百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千三百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千四百十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百三十八円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百四十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百五十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百六十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千五百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千六百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千七百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千八百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 一千九百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千三百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千四百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千五百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千六百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千七百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千八百九十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百二十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百三十三円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百四十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百四十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百五十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百六十四円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百七十一円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百七十九円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百八十六円
○同押第一号（同）
一、換価金 二千九百九十四

○同領第一四〇四号（折戸きくい同）
○同領第一四〇九号（富田德衛同）
○同領第五百三十四円三十四銭（中村定雄同）
○同領第五百三十円五十七銭（小野実同）
○同領第一四一五号（上村ハヤ同）
○同領第二百一円（横山源四郎同）
○同領第三百九十七円（鈴木文雄同）
○同領第四百九十六円六十銭（横野源四郎同）
○同領第一六二三号（中野江子同）
○同領第三二三九円六十銭（横野源四郎同）
○同領第二六三九円二十銭（三浦喜久間同）
○同領第一六四三八円二十銭（田中正夫同）
○同領第一千百三十一円九十銭（鎌田治三郎同）
○同領第五百三十一円九十銭（鎌田治三郎同）
○同領第一六四五号（鎌田治三郎同）
○同領第一千百三十一円九十銭（鎌田治三郎同）
○同領第一六四八号（村上君子同）
○同領第七百四十四円六十銭（村上君子同）
○同領第一六四九号（名村義雄同）
○同領第一千百三十一円（名村義雄同）
○同領第一六五八号（今中孝太郎同）
○同領第二千四百十一円二十銭（今中孝太郎同）
○同領第一六六〇号（中村喜作同）
○同領第三百十九円十銭（中村喜作同）
○同領第一六六一号（土居トメ同）
○同領第三百九十一円十銭（土居トメ同）
○同領第一六六二号（江種喜代三郎同）
○同領第七十円九十銭（江種喜代三郎同）
○同領第一六六四号（佐藤キシエ同）
○同領第二百八十五円二十銭（佐藤キシエ同）
○同領第一六六五号（福田一郎同）
○同領第四百九十円六十銭（福田一郎同）
○同領第一六六六号（斎藤均同）
○同領第三百九十円十銭（斎藤均同）
○同領第一六六七号（村上正雄同）
○同領第四百九十六円四十銭（村上正雄同）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
佐賀地方検察庁
○昭和二十九年領第三六四号（鄭永達勅令第三一号違反事件）
三、署名簿表紙一枚
四、グリント二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
佐賀区検察庁
○昭和二十六年保第二六五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金五円

○同保第一〇一号（同）
○同保第一〇七号（同）
○同保第一〇七号（同）
○同保第一〇七

第7570号
昭27.4.3.

四、三、二、一、同布袋ニ付キ換価金ヲ交付ス
一、同布袋ニ付キ換価金ヲ交付ス
一、同布袋ニ付キ換価金ヲ交付ス

○選挙

○昭和二十六年(豪)第九八五号

○選挙

○昭和二十六年(豪)第九八七号

○選挙

○昭和二十六年(豪)第九八八号

○選挙

○昭和二十六年(豪)第九八九号

○選挙

○昭和二十六年(豪)第九八九号

○選挙

○昭和二十六年(豪)第九八九

第7570号

左記
和議條件
一、(1)昭和二十七年九月三十日（本件強制和議に対する認可決定の確定日が同日以後であるときは当該確定日後七日目）を第一回とし、爾後一ヶ年目を第二回とし、毎回、各破産債権に対し、その破産債権額の百分の十五の割合による金円を支払うこと。
(2)無利息のこと。
二、破産者はその余の各破産債権の残額については免除を受けること。
三、東京都墨田区横網十番地中央カレンダー株式会社をして第一項の各債権額を限度として連帯保証をなさしめること。

○会社整理手続終結

●株式会社安藤井筒堂取締役安藤福太郎から申立に係る株式会社安藤井筒堂に対する会社整理開始申立事件（昭和二十五年(ヒ)第一八一号）につき、当裁判所は申立人の申立を理由ありと認め、昭和二十七年三月十九日次の通り決定した。
主　文
本件につき、当裁判所が、昭和二十六年一月十九日開始を命じた整理会社の整理手続を終結する。
昭和二十七年三月十九日
東京地方裁判所民事第八部

会社その他の公告

解散公告（第三回）
当社は昭和二十七年二月二十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年三月二十九日
中央区入船町三の二
株式会社両国丸栄
清算人　根本　栄一

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十七年三月十五日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年三月十八日
大阪府泉北郡福泉町大字草部二七三番地
福泉商事株式会社
代表清算人　穴川　義信

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十五年八月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十五年九月五日
東京都中央区西八丁堀三丁目一八
新栄化工株式会社
清算人　片山　栄一

債権申出公告（第三回）
当会社は昭和二十七年二月二十五日株主総会の決議により解散しました付ては当会社に対し債権を有せらる方は本公告掲載の日より二箇月以内にその御申出をして下さい。若し期日迄に申出がないと清算より除斥致します。右公告をする。
昭和二十七年三月十日
大阪市西淀川区佃町六の四〇
真鍋鋳造鉄工株式会社
清算人　政辻　林吉

解散公告（第二回）
当社は昭和二十六年十二月三十日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月三十日
大阪市阿倍野区天王寺町二千二百七十六番地
株式会社太平社
代表清算人　麻生　大蔵

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十九日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権ある者は此の公告の日から二箇月以内に申出でられ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年三月十八日
大阪市東区唐物町一丁目二六番地
三商商事株式会社
清算人　山内省次郎

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十七日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出でられ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年三月十八日
大阪市東区平野町四丁目二十二番地
日本鋳鉄ストーブ株式会社
代表清算人　安岡　亀蔵

合併公告
昭和二十七年三月二十日開催の株主総会において下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年三月三十一日
東京都港区芝浜松町二丁目三番地
甲　平井電機株式会社
東京都品川区平塚三丁目六九四
乙　合資会社東京配電機製作所

解散公告（第一回）
当組合は昭和二十七年三月二十七日臨時組合員総会の決議に因り解散しましたから当組合に債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に其の旨を御申し出で下さい。若し右期間内に御申し出がない時は清算から除斥致します。
昭和二十七年三月二十八日
東京都大田区糀谷町四丁目一五六五番地
城南テラゾ企業組合
清算人　鈴木　舎治

臨時株主総会決議公告
昭和二十七年三月二十六日開催の当社臨時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十七年四月三日
大日本麦酒株式会社
清算人　高橋龍太郎
株主各位
決議事項
第一号議案　清算結了に伴う清算報告書承認の件
第二号議案　残余財産分配の件
大日本麦酒株式会社株主に対しその所有株一株につき金五十円を分配すること。（但し、新会社株式分譲に際し譲渡代金一株につき金五十円を当社に於て立替えたる株主に対してはこの分配金と相殺するものとする。）
原案通り承認可決

会社合併異議申述公告
昭和二十七年三月三十一日開催の下記会社の各株主総会又は社員総会において、株式会社ニュートーキョー（甲）は浅草商事有限会社（乙）、吾妻商事有限会社（丙）、有限会社蒲田ニュートーキョー（丁）、渋谷商事有限会社（戊）、有限会社三楽社（己）及び株式会社名古屋ニュートーキョー（庚）を合併しその権利義務を承継し、乙以下庚の六会社は解散することの決議をしましたから右に対し異議ある債権者は昭和二十七年六月十日迄に関係会社にその旨申述相成たく公告致します。
昭和二十七年四月三日
東京都千代田区有楽町二丁目四番地
甲　株式会社ニュートーキョー
東京都台東区浅草公園第六区二号地四十八
乙　浅草商事有限会社
東京都台東区雷門二丁目三番地
丙　吾妻商事有限会社
東京都大田区女塚四丁目二二番地
丁　有限会社蒲田ニュートーキョー
東京都渋谷区上通三丁目二番地
戊　渋谷商事有限会社
東京都千代田区丸の内二丁目一四番地仲九号館
己　有限会社三楽社
名古屋市中区栄町六丁目九番地
庚　株式会社名古屋ニュートーキョー

合併公告
昭和二十七年三月二十五日開催の下記会社株主総会に於て甲株式会社霜田商店は（乙）合資会社を合併して其の権利義務を承継し（乙）合資会社霜田商店は解散する事を決議したので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月内に其旨を申し出でられたい。右商法の規定により公告する。
昭和二十七年四月三日
神奈川県横浜市中区宮川町二丁目七十五番地
（甲）株式会社霜田商店
神奈川県横浜市中区宮川町二丁目七十五番地
（乙）合資会社霜田商店

会社設立公告
一、商　号　米船運航株式会社
二、所在地　本社東京都千代田区丸の内一の一、支店横浜市中区本町五の四九、佐世保市万津町一二
三、資本金　五千万円（全額払込済）
四、目　的
(イ)米国政府から委託をうけて行う船舶の運航に関する事業
(ロ)右に附帯し米国政府より委託された事業
五、設立年月日　昭和二十七年四月一日
六、代表役員氏名
取締役会長　山県　勝見
取締役社長　有吉　義彌
取締役副社長　葛西　喜一

解散公告（第二回）
当社は昭和二十六年二月十五日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年二月十五日
大阪市東区平野町四丁目二十二番地
日本鋳鉄ストーブ株式会社
代表清算人　安岡　亀蔵

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年四月二十日総社員の同意に依り解散しましたから当会社に対し債権を有せられる方は此の公告掲載の日から二箇月以内に御申出で下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年三月三十一日
前橋市蔵川町六十六番地
合名会社山藤商店
清算人　池田　フク

○「官報物価号外」の廃止について
従来発行の官報物価号外は、三月三十一日付第十号を最終として以後その発行を廃止し、四月一日から物価関係の告示、公示は、官報本紙の該当欄に掲載することといたします。
昭和二十七年四月
印刷庁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　三月二十九日付衆会第二十七号三二頁●同三十一日付衆会第二十七号（その二）一六頁●四月一日付第三十三号八頁
定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　通信費　円
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百　円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁
電話九段(33)三二一五番　振替東京一九〇〇〇　官報課